

# 第11回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第11回定例会

令和3年2月25日

開会 14時00分

閉会 15時30分

出席委員  
(22名)

会長 依田繁二	会長代理 若林泰平
1 荻原勝夫	14 齊藤敏彦
2 深井佳人	15 関敏夫
5 関 一夫	16 小宮山信幸
6 小林澄男	17 小野澤文利
7 小山孝幸	18 笹平民男
8 青木茂良	推進 射手誠司
10 成山喜枝	推進 佐藤邦利
11 柳澤峰晴	推進 関泰秀
12 宮下通	推進 杉田修司
13 大塚賢	推進 荻原清一

欠席委員

3 武井誠

議事録署名委員

6 小林澄男委員

7 小山孝幸委員

出席職員  
(5名)

農業委員会事務局  
事務局長 関 博一  
事務局次長 小宮山 真二  
事務局 河口 晋也  
事務局 土屋 綾  
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画について  
第10回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 全員協議室

会長代理

ご苦勞様です。第11回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、三寒四温を繰り返し徐々に春を感じる頃となり、梅の蕾も膨らみ咲き始める季節となってきました。新型コロナウイルス感染症は減少傾向になってきて、このまま終息を願うばかりです。書面決議やオンラインによる会議の中、定例総会が開催出来るのも、皆様の感染症対策による効果とっております。本来なら研修会や先進地視察、近隣農業委員会との交流会が行われていましたが、実施出来ず残念です。本日もコロナ対策をとりながら、慎重審議をいただき2時間以内で終了出来るようご協力をお願いします。それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員は6番小林澄男委員と7番小山孝幸委員をお願いします。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではブドウを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、外1筆、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では大豆や小麦を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では水稻を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で3分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では水稻を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣地で近いため、問題ないと判断しました。

5番案件と6番案件は関連があるため一括の説明と致します。

番号5、〇〇、番号6、〇〇、図面は5ページをご覧ください。両案件とも〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。両申請ともに譲受人は申請地を30年ほど前から耕作しており、この度、所

有権移転の準備ができたため互いに農地の交換を行うものです。申請地では水稻を栽培する予定です。5番案件は譲受人の自宅から車で2分、6番案件は譲受人の自宅から車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして深井委員より説明をお願いします。

深井委員               説明します。〇〇の信号、北へ200メートルのところ。東側と北側は譲受人の〇〇さんの父の土地で、申請地と繋がっています。譲渡人の〇〇さんは〇〇の方です。特に問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員               場所は〇〇と〇〇です。譲渡人の〇〇さんの親が数十年前に、譲受人の〇〇さんに譲り長年耕作をしていました。登記をしていなかったということで、今回の申請となりました。よろしくお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員               説明します。譲渡人の〇〇さんは〇〇の方で、譲受人の〇〇さんは〇〇の方で自営業です。申請地は以前から任されて水稻を作っていました。今回購入して耕作する事になりました。やりづらい土地のため周りの方は、誰もやろうとはしていませんでした。〇〇さんが耕作するという事で、とてもありがたいと思います。譲渡人の〇〇さんは、他にも土地

があり人に任せて耕作していましたが、今はやっていません。荒地になっていて相談を受けているそうです。きちんとやっていただけると思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、武井委員ですが、今回欠席のため事務局の説明で審議いたします。

番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5、番号6の案件につきまして関連がありますので合わせて、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員

説明します。〇〇にある水田地帯のところですか。譲受人の〇〇さん、譲渡人の〇〇さんと農地の交換です。およそ30年前親の代に、使い勝手の関係で交換をして耕作をしていました。今回、話合いをして合意したので、農地の交換申請となりました。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局                    それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、外1筆、図面は6ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請で、追認案件です。申請は〇〇の方です。申請者の父が平成11年に申請農地に越境して住宅を建設して利用していました。この度、相続にあたり申請地が農地転用許可を受けていないことが判明したため、顛末書を付して申請になりました。なお、本計画では越境した住宅部分のほか、新たに庭園等として住宅敷地を計画するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小山委員より説明をお願いします。

小山委員                よろしく申し上げます。〇〇、〇〇の土地は〇〇に面しているところです。申請人の〇〇の〇〇さんは、父が亡くなり相続するため整理をしていたら、平成11年に家を新築した際〇〇に越境している事が分かり、今回の申請となりました。よろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

深井委員                当時の建設許可はどのような形で行われたのかお聞きしたいと思います。

事務局                    通常は建築確認申請が行なわれ、上田建築事務所が審査をします。平成11年の新築となりますと合併前で北御牧村の頃です。都市計画区域の指定がされていませんでした。建築確認申請が不要で工事届のみでした。従って当時は審査をすることがなく建築したという経過があったと推測します。

議長                    ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)              全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第3議案農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局                    それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明

します。

番号1、〇〇、所有権移転、図面は8ページをご覧ください。〇〇にある農地です。集合住宅、駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣接する宅地と合わせて集合住宅の建設を計画するもので、譲渡人は相続により土地取得をしたが管理に困っていたため、譲受人の申出に応じるものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇、外1筆、使用貸借権設定、図面は10ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、親子です。譲受人は現在、実家に住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、所有権移転、図面は12ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣接する自宅駐車場が手狭なため、駐車場を計画するものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、外1筆、賃借権設定、図面は12ページをご覧ください。〇〇に250メートルほど進んだ先にある農地です。貸事業所敷地の申請です。譲受人は〇〇で土木建築工事業等を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇からの要請により同社の営業所の斡旋のため、貸事業所を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じるものです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は12ページをご覧ください。〇〇に500メートルほど進んだ先にある農地です。工場、駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇で加工食品製造業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は主要な取引業者の隣地である申請地に工場を建設して事業の効率化を図ることを計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じるものです。準工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号6、〇〇外1筆、所有権移転、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。建売住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇で不動産取引業等を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に1棟の建売住宅を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じるものです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして深井委員より説明をお願いします。

深井委員 説明します。〇〇にある農地です。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでいます。農地の近くに住宅もありますが空き家になっていて、管理に困っていました。譲受人の〇〇さんが、購入したいと申出がありました。空き家の場所に集合住宅を建設し、申請地の〇〇に駐車場を作りたいそうです。区民の方には、区長を経由して回覧板で連絡したそうです。よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、青木委員より説明をお願いします。

青木委員 よろしく願いします。場所は日陰だったり、段差があったりと作物を作るには適していないところです。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で親子です。住宅を建設したいそうです。特に問題はないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 説明します。場所は〇〇のところですか。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんで、〇〇さんの自宅の駐車場が狭いため隣接する申請地を購入したいという事です。ご審議よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特に



ないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、若林代理より説明をお願いします。

若林代理 説明します。譲受人は、〇〇で土木建築工事業等を行っている〇〇です。譲渡人は、〇〇さんです。場所は〇〇のところです。譲受人は〇〇から要請を受けて、営業所を建設するため、現在ある東御営業所と小諸営業所を統合するそうです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につきまして、若林代理より説明をお願いします。

若林代理 説明します。番号4の案件の場所から更に西にある農地です。譲受人は、〇〇です。譲渡人は、〇〇さんです。漬物工場と駐車場の申請です。駐車場は7台分の計画です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 漬物工場という事で、かなり水が出ると思いますが、排水計画はどうなっていますか、お聞きします。

事務局 公共下水道への接続になります。

議長 ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 それでは説明します。場所は〇〇にある農地です。譲受人は、〇〇で建

設業、不動産取引業を行っている〇〇です。譲渡人は、〇〇さんです。建売住宅の申請です。周辺の方の承諾も頂いていますので、問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第4号議案農地利用集積計画2月分について事務局より説明をお願いします。荻原勝夫委員が対象となりますので退席をお願いします。

(荻原委員退席)

事務局

第4号議案、農地利用集積計画2月分について説明します。資料4ページから6ページが通常の利用権設定です。17件、73筆、合計103、325平方メートルです。資料7ページが所有権移転です。1件、4筆、合計5、215平方メートルです。中間管理事業を使った利用権設定です。13件、24筆、合計43、092平方メートルです。全体の合計は31件、101筆、151、632平方メートルです。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。  
荻原委員お入りください。

(荻原委員入室)

続きまして、第10回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第10回農業経営改善計画認定意見聴取について説明します。今月は2件の申請です。

1件目は、〇〇さんで1回目の更新です。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに稲作となっております。農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、水稻を増やし収入を上げるそうです。農用地及び農業生産施設ですが、育苗ハウスを建てるそうです。生

産方式の合理化に関する現状と目標、措置ですが、水稻、露地育苗をハウス内でのプール育苗にして、農地の集約化により作業コストを削減するそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画ですが、色彩選別機〇台、トラクターフロントローダー〇台、自足型草刈り機〇台、育苗用パイプハウス〇棟を購入したいそうです。農業経営改善計画認定申請に係る収支計画書は参考に記載しました。以上です。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員                関武彦さんは、長年〇〇で会社勤めをしていましたが、父親の後を引継ぎました。ライスセンターもやりたいと意欲的な方です。一生懸命にやっている印象でした。

議長                    ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。ただ今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、2件目の説明を事務局よりお願いします。

事務局                2件目は、〇〇さんで新規の申請です。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに果樹類となっております。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、ブドウの作付を増やして収益を増やすそうです。またジュースやジャムなどの加工品も増やしたいそうです。農業生産施設としてトンネルメッシュを新しく〇アール増やすそうです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置として現状は夫婦と確保が不安定な季節バイトで作業しています。安定的な労力確保を目指し通年雇用者を入れ就業規則を整備する予定です。また、里親登録も考えているそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画ですが、トンネルメッシュを〇アール、ブドウ棚張替〇アールを購入予定です。農業経営改善計画認定申請に係る収支計画書は参考に記載しました。以上です。

荻原委員                〇〇さんについて説明します。新規就農者で〇〇に住宅を建て果樹類で頑張っています。〇〇近くの場所にブドウ、リンゴ、水稻をやっています。観光農園販売を勉強しています。これからも成長する方だと思います。期待をしています。

議長                    ありがとうございます。質問させていただきます。土地をどのように確保しているのか、お聞きします。

荻原委員            高齢で農作業が出来なくなった人の土地を借りてやっているそうです。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。2件目の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。2件目の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました

議事録署名人\_\_\_\_\_

(※直筆をお願いします)